

平成23年 3月17日

各 位

証券会員制法人 福岡証券取引所  
市 場 部

パブリック・コメントの実施について

本所は、下記の要領で、パブリック・コメントの募集（売買停止時間の見直しについてのご意見募集）を実施することといたしましたのでお知らせします。

記

1. パブリック・コメントの内容

売買停止時間の見直し

2. 意見提出方法等

(1) 提出期限：平成23年3月31日（木）

(2) 提出方法：郵送、ファクシミリ、E-mail

(3) 提出先

① 郵送の場合：〒810-0001 福岡市中央区天神2-14-2

証券会員制法人 福岡証券取引所 総務部

② FAXの場合：092-713-1540

③ E-mailの場合：pc@fse.or.jp

3. 公表資料の入手方法

本所ホームページ（URL <http://www.fse.or.jp/>）及び本所窓口での配布

4. 意見等処理方法

提出期限の翌日以降、本所ホームページに掲載いたします。

以上

【問い合わせ先】

証券会員制法人 福岡証券取引所 市場部

TEL (092) 741-8231

## 売買停止時間の見直しについて

平成23年 3月17日

証券会員制法人 福岡証券取引所

### I 趣旨

証券取引所は、上場会社の重要事実等に関して、投資者の投資判断に重要な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報内容が不明確である場合又は当該情報の正確な内容を周知させる必要があると認められる場合には、投資者によって取得情報に不公平が生じないよう、一定の時間、当該上場会社に係る株式等の売買を停止する措置をとることとしています。

この売買停止時間については、情報の普及速度と投資者の取引機会確保のバランスを考慮しながらこれまで適宜その見直しが行われてまいりました。

現在、本所の売買停止時間は、発行者により当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを本所が確認した後30分を経過した時までとしておりますが、昨今の証券市場を巡る外部環境は、情報端末の高度化並びにその普及が更なる進展をみていること等により、投資者による情報入手の迅速性・容易性が格段に向上していることもあって、市場利用者からは取引機会確保の観点から売買停止時間の短縮化についての要望が寄せられるところとなっています。

このため今般、売買停止制度の実効性を維持しながら、市場利用者の要望等に的確に対応するため、売買停止時間の見直しを行うこととします。

### II 概要

項目	内容	備考
1. 現行制度	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 売買停止時間は、発行者により当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを本所が確認した後<u>30分</u>を経過した時までとしています。</li><li>・ ただし、監理銘柄指定の場合は当該指定に係る決定が発表された後<u>30分</u>を経過した時までとしています。(なお、整理銘柄指定を決定した場合は、当該決定</li></ul>	

項目	内容	備考
2. 改正概要	<p>日は終日売買停止しています。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 売買停止時間を、発行者により当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを本所が確認した後<u>15分を経過した時</u>までとします。</li> <li>• 発行者による当該情報の発表後、監理銘柄に指定することとした場合は、当該指定に係る決定が発表された後<u>15分を経過した時</u>までとします。 (なお、発行者による当該情報の発表後、整理銘柄への指定を決定した場合は、当該決定日は終日売買停止とします。この点については現行どおり変更ありません。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 別紙参照</li> <li>• 業務規程施行規則第21条第2号等の改正</li> </ul>

### III 実施時期

- 取引時間の一部見直しと併せて、平成23年5月9日より実施します。(予定)

以上

# 売買停止制度の改正概要

売買停止となるケース	売買停止の流れ
<p>1. 会社発表による売買停止 (情報周知のための売買停止)</p>	
<p>2. 新聞等報道による売買停止 (不明確情報による売買停止)</p>	
<p>3. 売買停止後、監理銘柄指定 が発表された場合</p>	
<p>4. 売買停止後、整理銘柄指定 が発表された場合</p>	